

積層造形型枠一体型鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の
構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件の制定案について（概要）

1. 背景

近年、建設業界においていわゆる建設用 3D プリンターの活用へのニーズが高まっており、「規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」において、「デジタル時代における建築に係る規制の在り方等の検討を行う検討会」の設置が決定された。当該検討会において、建設用 3D プリンターの社会実装に向け、建設用 3D プリンターを利用した建築物に係る規制の見直しについて検討が行われ、令和 6 年 8 月に「建設用 3D プリンターを利用した建築物に関する規制の在り方について」としてとりまとめられたところ。

今般、その内容を踏まえ、建設用 3D プリンターにより造形した型枠を用いた特殊の構造方法に関して、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 80 条の 2 第 1 号等の規定に基づく告示を新設し、平家かつ延べ面積 200m² 以内の建築物について技術的基準等を定めることとする。

2. 概要

積層造形型枠一体型鉄筋コンクリート造（建築物又は建築物の構造部分として設けた建設用 3D プリンターにより造形した型枠と鉄筋コンクリートが一体化したものをを用いた構造）の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関して以下のとおり定める告示を新設することとする。

① 技術的基準（新設告示第 1～第 8）

令第 80 条の 2 第 1 号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の特殊の構造方法として、積層造形型枠一体型鉄筋コンクリート造の建築物に係る安全上必要な技術的基準を、左欄の項目に応じて右欄の概要のとおり定めることとする。

項目	概要
階数等	・階数は 1 であること。 ・延べ面積は 200m ² 以内であること。 等
材料等	・積層造形型枠に使用するモルタルの材料は、積層造形型枠の凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの設計基準強度は、$18\text{N}/\text{mm}^2$以上とすること。 ・積層造形型枠に使用するモルタルの設計基準強度は、当該積層造形型枠と一体化するコンクリートの設計基準強度以上とすること。 等
積層造形型枠	<ul style="list-style-type: none"> ・積層造形型枠は、構造耐力上有害な亀裂、欠け、反りその他の欠陥がないものであること。 等
基礎ばり	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎ばりの鉄筋コンクリート部分の厚さは 12cm 以上とすること。 等
床版及び屋根版	<ul style="list-style-type: none"> ・床版の鉄筋コンクリート部分の厚さは 8cm 以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの 40 分の 1 以上とすること。 等
耐力壁	<ul style="list-style-type: none"> ・耐力壁は、釣合い良く配置すること。 ・建築物の張り間方向及び桁行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それぞれの方向につき、当該建築物の床面積で除した数値は、原則として、$12\text{cm}/\text{m}^2$ 以上とすること。 ・耐力壁の鉄筋コンクリート部分の厚さは、12cm 以上とすること。 ・縦筋及び横筋の鉄筋比（耐力壁の壁面と直交する断面（縦筋にあつては水平断面、横筋にあつては鉛直断面）における積層造形型枠及びコンクリートの断面積に対する鉄筋の断面積の和の割合をいう。）は、0.15%（プレキャスト鉄筋コンクリートを含む場合にあつては、0.2%）以上とすること。 等
壁ばり	<ul style="list-style-type: none"> ・壁ばりの鉄筋コンクリートの部分の丈は 45cm 以上とすること。 ・壁ばりの主筋は、径 12mm 以上とすること。 ・あばら筋比（はりの軸を含む水平断面における一又は一組のあばら筋の中心を通る直線と相隣り合う一又は一組のあばら筋の中心を通る直線とで挟まれた部分における積層造形型枠及びコンクリートの面積に対するあばら筋の断面積の和の割合をいう。）は、0.15%（プレキャスト鉄筋コンクリートを含む場合にあつては、0.2%）以上とすること。 等

② 耐久性等関係規定の指定（新設告示第9）

令第36条第1項の規定に基づき、上記の表に掲げる仕様規定のうち「材料等」及び「積層造形型枠」に係る規定を耐久性等関係規定に指定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和8年5月